

酪農における新規参入の経営支援体制を考える
 ～酪総研「経営実証農家」の取組みを通じて～

はじめに

雪印メグミルク(株)酪農総合研究所は、雪印メグミルクグループ企業理念における使命の一つである「酪農生産への貢献」を追求すべく、2009年(平成21年)から自給飼料生産を主体とした『持続的酪農経営「実証農家」調査研究』(以下、「経営実証農家」)に取り組んできた。

この取組みにおいて、今回初めて、新規参入者の営農開始当初から調査研究に関わり、酪農における新規参入の経営支援体制についての実証結果を得ることができたので、その概要を報告する。

I. 新規就農者の就農実態及び就農支援の現状

1. 北海道における新規就農の状況

はじめに新規就農者の区分を表1に示した。新規就農者は、新規学卒就農者、Uターン就農者、新規参入者の3つに分類されている。

表1 新規就農者の区分

新規学卒就農者	農家出身者で学校を卒業後直ちに、又は、卒業後に研修を経て就農した者
Uターン就農者	農家出身者で他産業に従事した後に就農した者
新規参入者	自ら農地を取得するなどして、新たに就農した者

それを踏まえ、北海道農政部がまとめた「令和3年新規就農者実態調査結果」を見ると(表2)、北海道内の新規就農者は477人であった。その内訳は、新規学卒者が146人(30.6%)、Uターン就農者が203人(42.6%)、そして新たに農地取得などにより就農した新規参入者が128人(26.8%)であった。そのうち、酪農の新規就農者は78人、うち26人(20.3%)が新規参入者であった。また、直近10年間の新規就農者の年次別推移を見ると(表3)、新規就農者は年々減少傾向で推移してきたが近年下げ止まりとなり、新規参入者は平成26年以降、年120人前後で推移している。

表2 北海道における経営形態別新規就農者数(令和3年)

(単位:人)

	稲作	畑作	野菜	果樹	花き	酪農	肉牛	養鶏	養豚	軽種馬	その他	合計	内訳
新規就農者計	105	158	91	18	4	78	17	0	1	2	3	477	100.0%
(対合計比)	22.0%	33.1%	19.1%	3.8%	0.8%	16.4%	3.6%	0.0%	0.2%	0.4%	0.6%	100.0%	
新規学卒	24	73	19	0	0	25	3	0	0	0	2	146	30.6%
(対合計比)	16.4%	50.0%	13.0%	0.0%	0.0%	17.1%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	100.0%	
Uターン	75	76	18	0	2	27	5	0	0	0	0	203	42.6%
(対合計比)	36.9%	37.4%	8.9%	0.0%	1.0%	13.3%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
新規参入	6	9	54	18	2	26	9	0	1	2	1	128	26.8%
(対合計比)	4.7%	7.0%	42.2%	14.1%	1.6%	20.3%	7.0%	0.0%	0.8%	1.6%	0.8%	100.0%	

出典：北海道農政部「令和3年(2021年)新規就農者実態調査結果の概要」(CC-BY4.0 Hokkaido)をもとに作成

表3 北海道における新規就農者の年次別推移

(単位:人)

年次	新規就農者			合計
	新規学卒就農者	Uターン就農者	新規参入者	
平成24年	223	312	91	626
平成25年	230	285	88	603
平成26年	204	283	125	612
平成27年	189	274	126	589
平成28年	181	268	117	566
平成29年	193	251	125	569
平成30年	187	225	117	529
令和元年	151	191	112	454
令和2年	135	213	126	474
令和3年	146	203	128	477

出典：北海道農政部「令和3年(2021年)新規就農者実態調査結果の概要」
(CC-BY4.0 Hokkaido) をもとに作成

2. 北海道における酪農の新規参入者の特徴

北海道における酪農への新規参入の特徴を、新規就農者が所有する経営面積、初期投資額で分類した実態調査をもとに述べる。

(1) 経営面積からみた考察

前述の調査結果に掲載されている新規参入者の経営形態別の経営面積を表4に示した。これを見ると、北海道における新規参入者の経営面積は1.1～5.0haが40.6%(52人)と最多になっているのに対し、酪農の新規参入者の経営面積は50.1～100.0haが46.2%(12人)と最多となっている。このことから酪農の新規参入者は他の経営形態の10倍以上の経営面積を取得したうえで営農を開始している実態が分かる。ところで、平均経営面積を見ると畑作が61.6haと最大で酪農は2番目の50.1haとなっているが、畑作の経営面積の分布を見ると50.0ha以下が大半を占めており、100.1ha以上の経営面積を持つ2人の影響によって平均経営面積が引き上げられていると考えられる。

以上のことから北海道における酪農の新規参入者は、土地基盤に立脚した自給飼料生産や放牧といった北海道ならではの特徴を活かした酪農経営を展開しようとしていることがうかがえる。また、この調査結果から新規参入者の経営規模(飼養頭数など)をうかがい知ることはできなかったが、家族で経営展開できる規模の経営が大半を占めるのではないかと推察する。

(2) 初期投資額からみた考察

次に新規参入者の経営形態別の初期投資額を表5に示した。これを見ると北海道における新規参入者の初期投資額は1,000～3,000万円が14.8%(19人)で最多となっているのに対し、酪農の新規参入者は初期投資額1億円以上の階層が34.6%(9人)と最も多く、酪農の新規参入者が新たに経営を開始するには平均50haを超える農地を購入し、同時に乳牛、施設、機械装置等といった経営基盤も購入しなければならないため、それらを合わせると巨額な初期投資が必要になることを意味している。

このように酪農の新規参入が他の経営形態より巨額な初期投資が必要であることを考えると、酪農は

表4 北海道における新規参入者の経営面積(令和3年)

(単位:人)

	1ha以下	1.1~5.0ha	5.1~10.0ha	10.1~30.0ha	30.1~50.0ha	50.1~100.0ha	100.1ha以上	不明	合計件数	平均経営面積(ha)
稲作	0	2	0	3	1	0	0	0	6	15.1
(割合)	0.0%	33.3%	0.0%	50.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
畑作	0	3	1	1	2	0	2	0	9	61.6
(割合)	0.0%	33.3%	11.1%	11.1%	22.2%	0.0%	22.2%	0.0%	100.0%	
野菜	21	24	2	1	0	0	1	5	54	5.0
(割合)	38.9%	44.4%	3.7%	1.9%	0.0%	0.0%	1.9%	9.3%	100.0%	
果樹	4	12	1	0	0	0	0	1	18	3.2
(割合)	22.2%	66.7%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	100.0%	
花き	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1.0
(割合)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
酪農	0	3	0	4	5	12	0	2	26	50.1
(割合)	0.0%	11.5%	0.0%	15.4%	19.2%	46.2%	0.0%	7.7%	100.0%	
肉牛	0	6	1	0	0	0	0	2	9	4.3
(割合)	0.0%	66.7%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	100.0%	
養鶏	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
軽種馬	0	0	2	0	0	0	0	0	2	8.5
(割合)	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
その他	0	2	0	0	0	0	0	0	2	1.7
(割合)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
合計	27	52	7	9	8	12	3	10	128	
(割合)	21.1%	40.6%	5.5%	7.0%	6.3%	9.4%	2.3%	7.8%	100.0%	

出典：北海道農政部「令和3年(2021年)新規就農者実態調査結果の概要」(CC-BY4.0 Hokkaido)をもとに作成

表5 北海道における新規参入者の初期投資額(令和3年)

(単位:人)

	500万円以下	500~1,000万円	1,000~3,000万円	3,000~5,000万円	5,000~7,000万円	7,000~1億円	1億円以上	不明	合計件数
稲作	1	0	1	1	0	0	0	3	6
(割合)	16.7%	0.0%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%
畑作	0	0	2	0	0	0	1	6	9
(割合)	0.0%	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	66.7%	100.0%
野菜	6	4	9	2	0	0	2	31	54
(割合)	11.1%	7.4%	16.7%	3.7%	0.0%	0.0%	3.7%	57.4%	100.0%
果樹	2	4	4	0	0	0	0	8	18
(割合)	11.1%	22.2%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	44.4%	100.0%
花き	0	1	1	0	0	0	0	0	2
(割合)	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
酪農	2	0	1	6	2	3	9	3	26
(割合)	7.7%	0.0%	3.8%	23.1%	7.7%	11.5%	34.6%	11.5%	100.0%
肉牛	1	2	1	3	0	0	0	2	9
(割合)	11.1%	22.2%	11.1%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	100.0%
養鶏	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
軽種馬	0	0	0	0	0	0	0	2	2
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
その他	0	2	0	0	0	0	0	0	2
(割合)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	12	13	19	12	2	3	12	55	128
(割合)	9.4%	10.2%	14.8%	9.4%	1.6%	2.3%	9.4%	43.0%	100.0%

出典：北海道農政部「令和3年(2021年)新規就農者実態調査結果の概要」(CC-BY4.0 Hokkaido)をもとに作成

多くの施設や設備を活かしながら経営展開する装置型産業に似た特徴を持つ農業という見方ができる。装置型産業は製造業を中心とする第二次産業全般を示すことが多く、経営基盤さえ整えれば一定の収益が期待できるといった特徴を持つ。しかし、新規参入者がその経営基盤を整えるため1億円以上の初期投資額を確保するのは容易ではない。これらのことから酪農の新規参入は資金面において障壁が高いと言える。

3. 北海道における新規就農に関わる支援制度

前述のとおり、酪農の新規参入は資金確保においてハードルが高いことに加え、飼料作物生産、飼養管理および経営管理などといった技術習得が必要となる。こうした状況を踏まえ、新規就農を目指す人材に向けた支援策はどのようなものがあるのだろうか。

表6は北海道における新規就農者を対象とした支援内容をまとめたものである。その内容は各地域によって異なるため詳細は各窓口への確認が必要だが、これを見ると新規就農を志してから実際に就農するまでの生活面から技術的までのサポート、そして資金面を含めた多種多様の支援メニューが用意されているのが分かる。

表6 北海道における新規就農にあたっての主な支援策

実施主体	名称	支援内容
国	農業次世代人材投資資金	新規就農者(独立・自営就農)に対し、農業を始めてから最長5年間、年間150万円給付
	農場リース事業	農地中間管理機構が離農跡地の農地と施設を一体的に取得、施設改修と乳牛導入を行い就農者に貸与
	経営体育成支援事業	新規就農者が必要とする農業機械・施設等を融資を受けて導入する際に支援(事業費の1/3上限)
北海道	北海道農業担い手育成センター	新規就農希望者への就農相談、研修情報の提供、農業経営支援等を実施
	農場リース円滑化事業	農場リース事業を活用した新規参入者を支援(農業公社が行う施設整備に関わる資金調達を支援)
市町村 農協	新規就農受入相談	市町村・農協等に「地域担い手育成センター」を設置し就農相談や研修受入を支援
	農業研修への支援	研修手当等の給付、研修生宿泊施設の提供など
	就農奨励金の給付	新規就農者へ奨励金を給付
	借入金への利子助成	新規就農に伴う借入金に対して利子助成を実施
	固定資産税の減免	経営開始から一定期間、固定資産税を減免
	農用地等賃借料への支援 その他の支援	農用地・施設・機械等の賃借料の一部を助成 施設・機械・乳牛等の導入費用、住居費の支援など

出典：北海道宗谷総合振興局「新規就農にあたっての主な支援施策」(CC-BY4.0 Hokkaido) をもとに作成

4. 就農後の営農支援体制

次に、営農を開始した後の支援体制をしてみる(図1)。まず挙げられるのは農業経営基盤強化促進法に基づく「青年等就農計画制度(認定新規就農者)」である。この制度では、新たに農業を営もうとする者が青年等就農計画を作成し、市町村はその計画達成が確実と見込まれる者を認定新規就農者と認定し、国は早期経営安定に向けた支援措置を実施する。これを受け市町村は図1の対応を行うというものである。ただし、これは認定新規就農者が対象であり、その内容も“支援が必要な場合に実施する”と

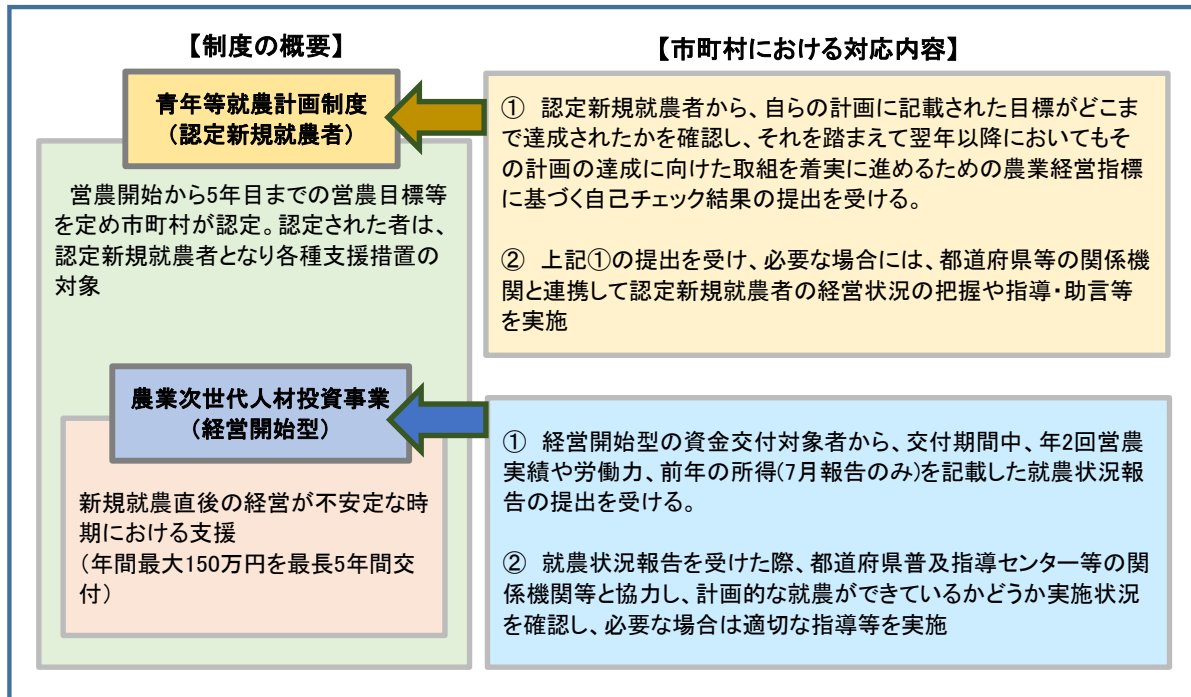


図1 青年等就農計画制度及び経営開始型の運用に伴う市町村の新規参入者等への対応
 出典：総務省行政評価局「農業労働力の確保に関する行政評価・監視」結果報告書をもとに作成

いった表現になっている。よって、すべての新規就農者が広く享受できる営農支援体制と言え、農業改良助長法に基づき設置される普及指導センター及び協同農業普及事業を実施する普及指導員が挙げられる。

普及指導センターによる新規就農者に対する支援は、「協同農業普及事業の運営に関する指針」(令和2年8月31日農水省告示第1693号)にて、新規就農及びその定着を促進するため、関係機関や先進的な農業者等と連携し、就農前後にわたる一貫的な支援を行うとともに、新規就農者等の技術や経営の発展等に応じ、効率的な支援を行うよう努めることと記されている。また、「協同農業普及事業の実施についての考え方(ガイドライン)」(令和2年8月31日生産第1005号農水省生産局長通知)では、普及指導員が行う支援として、担い手の育成・確保に向けた新規就農者等への支援を充実・強化するため関係者・関係機関との連携、地域の就農受入体制への参画、地域が目指す人・農地プラン策定・実行等の後押し、次世代の担い手等への生産基盤継承の推進、担い手への農地の集積・集約に向けた合意形成、ビジョンづくりや人材の育成・確保等の取組み等を挙げるとともに、担い手等の技術、経営状況、意欲等に応じて支援内容を設定するよう努めることと記されている。

では、実際の普及指導センターや普及指導員による新規就農者に対する支援はどうなっているのだろうか。総務省の「農業労働力の確保に関する行政評価・監視 一新規就農の促進対策を中心として 結果報告書」(平成31年3月総務省行政評価局)では、18都道府県内35普及指導センターに対し新規参入者を中心とした新規就農者に対する就農後の支援等の実施状況を調査しており、その結果、“運用はまちまちとなっている”と報告している。このことから支援体制は画一的な内容ではなく、地域行政や普及指導員の裁量に委ねられていることがうかがえる。

5. 就農後の相談先

行政等による新規就農者の支援体制は上記の通りだが、新規参加者は日頃の営農のなかで誰に営農に関する相談をしているのであろうか。「新規就農者の就農実態に関する調査結果—令和3年度—」（一般社団法人全国農業会議 全国新規就農相談センター）では、新規参加者を対象に就農後の相談先を調査している（表7）。

表7 新規参加者における就農後の相談先（回答の多い順）

	普及指導センター	農家・法人 (指導農業者以外)	JA(営農指導員) JAS(営農指導員)	家族、親類、 知人等	研修先 (農業者・法人)	農業資材・機械等 の業者
生産技術	42.8%	41.4%	41.4%	26.6%	26.2%	19.2%
経営・販売		JA(営農指導員) JAS(営農指導員)	農家・法人 (指導農業者以外)	研修先 (農業者・法人)	普及指導センター	
	34.7%	32.4%	27.9%	15.8%	15.1%	

※有効回答数2,355 複数回答

出典：全国新規就農相談センター「新規就農者の就農実態に関する調査結果—令和3年度—」をもとに作成

この調査結果をみると、相談先には普及指導センター、農家・法人、営農指導員、家族・親類・知人等に加え研修先があり、新規参加者は営農開始後も研修先を信頼できる相談先と位置付けていることが分かる。また、生産技術に関しては専門性や最新情報に長ける農業資材・機械等の業者が入っていることも特徴的といえる。この調査結果から新規参加者は複数の相談先を確保しながら、相談する内容に応じて相談先を選定していることがうかがえる。

以上、新規就農者に対する就農後の支援体制や相談先など新規就農者のサポート体制を見てきたが、ここから推察するに、現状の体制はそれぞれの専門組織がそれぞれの立場から新規就農者をサポートする、つまりサポートが各スペシャリストのタテ割りの体制になってしまっていることが懸念される。

酪農は、土作り、飼料作物生産、飼養管理など幅広いカテゴリが有機的につながり、相互作用と補完関係で成り立つ産業といえる。懸念するようなタテ割りのサポート・支援であるならば、それは酪農の有機的なつながりをも考慮したサポート・支援になっておらず、新規就農者にとって知識や技術を習得するうえで支障が生じ、サポートする関係機関にとっても効率性かつ有効性が高い支援とは言えないであろう。その結果、新規参加者の経営を軌道に乗せるのが遅れてしまえば、本来の目的から逸脱しかねないと危惧する。

次項では、従来から進めてきた「経営実証農家」を、新規参加者の営農開始時から取り組むことにより、新規参加者に対する経営支援策として一定の評価を得ることができたので、その概要を紹介する。

II. 酪農における新規参入の経営支援体制を考える

1. 「経営実証農家」の概要と推進体制

雪印メグミルク(株)酪農総合研究所は、雪印メグミルクグループ企業理念に掲げる使命の一つである「酪農生産への貢献」を追求するため、「経営実証農家」に取り組んできた(図2)。

「経営実証農家」とは

名称	持続的酪農経営【実証農家】調査研究
目的	自給飼料生産に関わる土壌管理、植生管理による自給飼料の生産拡大・利活用、総合的な飼養管理の改善、経営分析・診断により、 酪農経営の安定化と向上を目指す 。 改善取組み成果の地域波及による「 酪農生産への貢献 」を果たす。

経営実証農家

- 【土】 土壌管理の技術
- 【草】 自給飼料生産の技術、その利活用のための関連技術
適正な草種選択、雑草駆除等の植生管理、サイレージ調整技術
- 【牛】 飼養管理の技術
哺育・育成～搾乳～乾乳
- 【管理】 経営分析・経営診断
自給飼料生産原価の係数分析 など




図2 雪印メグミルク(株)酪農総合研究所が取り組む「経営実証農家」の概要

「経営実証農家」は、対象酪農家とともに5年間という中期的スパンに渡り関係機関・団体と連携し、自給飼料生産を主体とした酪農に関わる技術を実証しながら経営の安定化と向上を目指すもので、酪農総合研究所はその総合推進役として対象酪農家や各関係機関・団体との調整役を担い、データの集積・整理・共有化などを行ってきた。この取組みは2009年(平成21年)から開始し、2021年(令和3年)までの12年間で5件実施した。このうち直近の1件は農協出資型生産牧場で研修の後に新規参入した酪農家を対象とした。この酪農家に対する「経営実証農家」の推進体制を図3に示す。

2. 「経営実証農家」の運営 —モニタリングとその共有—

(1) 「経営実証農家」運営の基本

次に、新規参入者を対象とした「経営実証農家」の運営を紹介したい。

まず、運営の基本スタンスは「北海道酪農の特徴である自給飼料基盤を如何に活かすか」である。「経営実証農家」を開始するにあたり、その基本スタンスを念頭に置きながら経営主及び関係機関・団体にて牧場施設、牛群の飼養状況、全圃場を巡回し現状分析を行う。同時に経営主の経営方針や中・長期的展望等についてヒアリングを実施し、これらにより問題点や課題を抽出する。そして抽出した問題点や課題を「自給飼料」、「飼養管理」、「経営管理」の三つのカテゴリに分類し、優先順位を付け、課題解決に向けた改善取組みとモニタリングを行う。この課題解決に向けた取組みのPDCAサイクルを廻しながら酪農経営をスパイラルアップさせていくのが「経営実証農家」運営の基本となる。

「経営実証農家」の推進体制

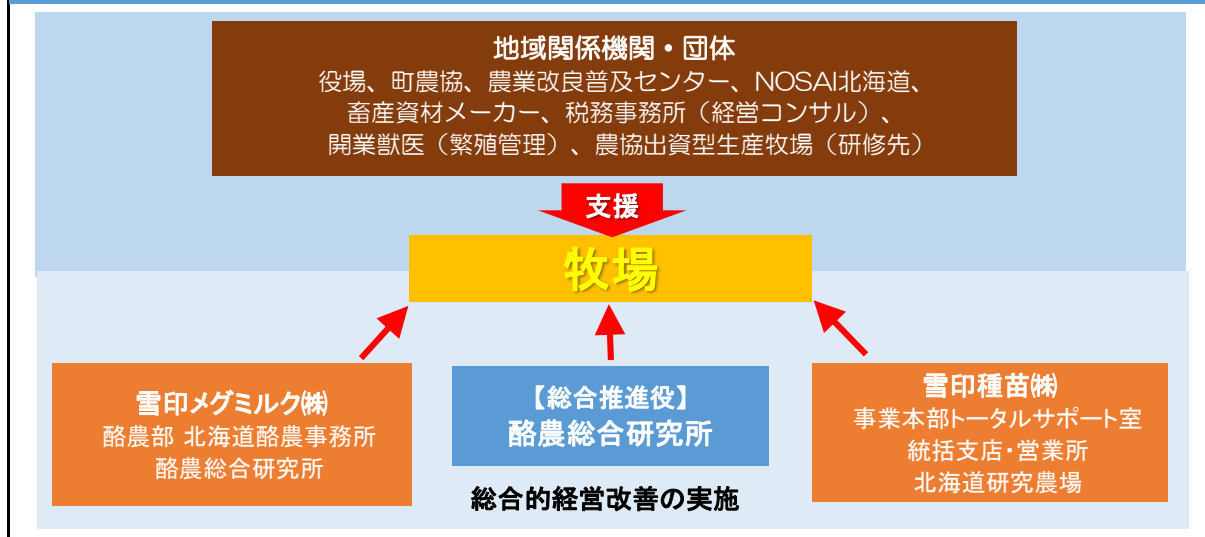


図3 「経営実証農家」の推進体制

(2) モニタリングの方法

例えば、「自給飼料」にて植生改善を目的に圃場の追播作業を行う場合は、スケジュール管理のもとで作業した後に生育状況をモニタリングしながら次の対応に備える。「飼養管理」においては、毎月ボディコンディションスコアやロコモーションスコアをモニタリングすることで牛群の状況に応じた飼料設計の変更を行う。「経営管理」は、毎月の収支を営農計画や前年実績と比較しながらモニタリングすることで経営収支の進捗状況を管理する。このように酪農経営は日々の仕事のなかで様々なモニタリング(監視、観察、観測、測定、検査、追跡、記録など)の必要性に迫られる。しかし、多くのモニタリング項目を

各支援組織によるモニタリング

多くのモニタリングを全て個人的に管理することは就農当初は難しい
 ⇒ 第三者の客観的モニタリングが肝要で積極的に取入れるべき！

基本的なモニタリング項目

【自給飼料】

JA・普及センター・種苗会社

【飼養管理】

JA・普及センター・NOSAI
 繁殖コンサル・飼料会社

【経営管理】

JA・会計事務所・経営コンサル

分類	対象	モニタリング項目と目的
自給飼料	土壌	土壌分析診断による合理的な肥培管理
	植生	植生比率や生育状況による作付け計画立案と圃場管理
	収穫・調製	収穫時期と量、収穫調製方法と収穫物評価による作業適正化
飼養管理	乳牛・牛群	BCS・LS、給与飼料と採食・糞性状、産乳成績、繁殖成績、疾病発生状況等に応じた飼料給与適正化
	環境	牛舎環境、搾乳手技・機器管理など外部要因の適正化
経営管理	計画と実行	ビジョンと現実に即した営農計画立案とその定期的な進捗管理
	判断	大きな投資・突発的支出の適正性検討と流動的な経営内容の捕捉
	評価	適切な収支決算と分析・評価による計画の修正・課題の対応

図4 各支援組織によるモニタリングの状況

こなすのは新規参入者に限らず一般の酪農家においても容易ではない。また、個人的な主観が関与しない第三者による客観的なモニタリングも肝要である。そのため「経営実証農家」においては地域の各関係先・団体の協力を得ながら「自給飼料」、「飼養管理」、「経営管理」の三つのカテゴリ毎に定期的にモニタリングを行いながら様々な事象に対処してきた(図4)。

(3) モニタリングデータの共有化

これらのモニタリング項目はそれぞれの担当がそれぞれのペースで実施する。そして年に2回、対象酪農家及び各支援組織が参集する検討会を開催し、各取組みの進捗及び新たな課題など PDCA サイクルの進捗状況を共有化する(緊急課題は検討会を待たず対策⇒共有)。前述に“酪農は各カテゴリが有機的につながり、相互作用と補完関係で成り立つ産業”と記したが、この検討会はその有機的つながりを再認識しながら課題解決や軌道修正を図るうえで効率的かつ有効性の高い機会と捉えている。

3. 支援の姿勢

上記の取組みにおいて注意しなければならないのは、あくまでも主人公は新規参入者であるということを支援組織の全員が認識することである。つまり、新規参入者が自ら明確にした経営ビジョンや目標に対し主体的に取り組む雰囲気を作ることが大切である。支援組織は新規参入者が求めてもいない知識やノウハウを押し付けることがあってはならないし、これくらいはわかるだろうと勝手にレベルの高い技術論に終始してもいけない。支援組織は新規参入者が気軽に相談できる身近な相談者になり、そしてその輪を広げていくことができる環境作りに徹するといった姿勢が重要と考える。各関係機関・団体がこの姿勢を十分認識したうえで支援を展開するには、推進役を担う実施主体の手腕が問われるところかもしれない。

4. 新規参入者の経営管理

次に、新規参入から始まった対象酪農家の経営数値がどう変化したか一例を示す。図5は乳代における飼料費の推移を示したグラフである。これを見ると乳代に占める飼料費の割合が低下し、経営改善が進んでいることが分かる。対象酪農家は第三者農業経営継承(移譲希望者の農地・施設・機械等の有形資産と技術・ノウハウなどの無形資産を家族以外の継承希望者に受け渡すことを通して、経営を継承する手法。以下、第三者継承。)にて就農したが、当時の牧草地は経年劣化により収量・栄養価ともに求めるレベルには及ばない状況であった。そのため「自給飼料」では土壌分析、施肥、草地更新、飼料作物選定等により収量・栄養価をともに向上させた。「飼養管理」ではこの内容も踏まえつつ自給飼料の量と質を考慮した飼料設計・見直し・修正を続けながら、カウコンフォート、搾乳技法改善、毎月の牛群モニタリング等により泌乳量を向上させた。そして酪農の有機的つながりを意識しつつトライ&エラーを繰り返し牛群成績の改善に努め、その過程を「経営管理」にて乳代に対する飼料費割合という経営数値でモニタリングできた事例である。

また、今回初めて「経営実証農家」に新規参入者を選定したことで、第三者継承での新規参入者の経営上の特徴を再認識することになった。一般的に牧場を第三者継承する場合、前経営主は将来および継続的に必要な投資を極力控える傾向にある。その場合、牧場を継承した新規参入者が牧場取得と同時にそれらの投資もしなければならないため、就農初期の投資が家族継承より増加する傾向になる。よって新規参入者の経営管理は定期的な経営収支の把握と併せ、就農に付与する助成金収入や資金返済の状況把握も必要となる。それを踏まえたうえで助成金の給付期限や本格的な資金償還時期を迎え

られるよう5年、10年先を見据えた経営管理を心掛けることが新規参入者の経営を軌道に乗せるための一つのカギと考える。



図5 出荷乳量、乳代および飼料費(自給飼料、購入飼料)の推移

5. 「経営実証農家」の課題

最後に「経営実証農家」の課題も紹介しておきたい。「経営実証農家」は1件の対象酪農家を5年間という中期的スパンで取組むため、その間にメリットを享受できるのは対象者に限定される。そして、取組み内容の集約・検証に時間がかかることも課題に挙げられる。しかし、「経営実証農家」で得た実証結果はその地域の気候や環境に適応した内容であるため、この成果を地域に発信することは点(=対象者)から面(=地域)へと効果を波及させることとなり、地域貢献につながると考える。

おわりに

以上、新規参入者の就農実態及び就農支援の現状を解説した後、酪農の新規参入における経営支援体制の一手法として我々が実施している「経営実証農家」の内容を紹介した。

元々「経営実証農家」は、北海道において圃場の牧草比率が低く雑草比率が高いという実態調査と草地更新率が低迷しているという状況を受け、自給飼料がうまく活用できていない実態にあったことから、酪農家の圃場の植生改善を通じ、自給飼料の収穫量と品質の改善を図ることで、結果として経営改善

に結び付けていこうとするものである。

今般、新規参入者に対して同様の取組みと調査研究を行ったところ、「経営実証農家」の運営フレームが、新規就農者の経営のスムーズな立ちあげにとっても有効な方法であることが示された。また、新規参入者の支援はそれぞれの関係機関がタテ割りの支援するのではなく、酪農と同様に有機的つながりを持った組織化が有効であり、その運営には総合推進役となる実施主体が欠かせないことを提案した。

これからも、毎年のように新規就農者が参入してくる。そこで、我々の提案した「経営実証農家」の運営フレームが、新規参集者の経営が少しでも早く軌道に乗るための一助になれば幸いである。

なお、我々の取組みと同様に新規参入者に対する支援体制の組織化の事例は「地域の新規就農サポートマニュアル 包括的なサポート体制の構築に向けて」(一般社団法人全国農業会議所 全国新規就農相談センター、2021年(令和3年)3月)にも紹介されている。この中では様々な組織(振興公社、組織化した農業者、JA、自治体、移住支援組織+自治体)が実施主体を務める新規就農サポート体制の事例が紹介されており、全国各地で実情に沿った新規就農支援が着々と展開されていることが分かる。これら様々な地域事例も、参考にしていきたい。

<了>

《参考文献》

北海道農政部

「令和3年(2021年)新規就農者実態調査結果の概要」(Hokkaido Government Open data CC-BY4.0)
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/7/0/8/5/8/7/5/_/%E3%80%90%E5%85%AC%E8%A1%A8%E7%94%A8%E3%80%91041101%20R3%E6%96%B0%E8%A6%8F%E5%B0%B1%E8%BE%B2%E8%80%85%E5%AE%9F%E6%85%8B%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E7%B5%90%E6%9E%9C%E3%81%AE%E6%A6%82%E8%A6%81.pdf

北海道宗谷総合振興局 HP

「新規就農者に対する受入支援の概要」(Hokkaido Government Open data CC-BY4.0)
<https://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/ss/num/shinki.html>

総務省行政評価局

「農業労働力の確保に関する行政評価・監視
—新規就農の促進対策を中心として— 結果報告書 平成31年3月」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000607939.pdf

農林水産省

「協同農業普及事業の運営に関する指針」
https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/h_tuti/attach/pdf/index-86.pdf
「協同農業普及事業の実施についての考え方(ガイドライン)」
https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/h_tuti/attach/pdf/index-10.pdf

一般社団法人全国農業会議所 全国新規就農相談センター

「新規就農者の就農実態に関する調査結果 -令和3年度-」

<https://www.be-farmer.jp/uploads/statistics/YV447s7CQjwBYJ3OtEht202203231858.pdf>

「地域の新規就農サポートマニュアル 包括的なサポート体制の構築に向けて」

<https://www.be-farmer.jp/uploads/statistics/AeagX2wWhOmzUB1eJl202104051826.pdf>